行政サービス実施コスト計算書

（平成25年４月１日～平成26年３月31日）　（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
⑴損益計算書上の費用			
業務費	173,960,883,472		
受託費	27,242,037,634		
一般管理費	5,914,256,826		
財務費用	74,301,405		
雑損	415,800		
臨時損失	2,484,966,908		
法人税、住民税及び事業税	24,933,700	209,701,795,745	
⑵（控除）自己収入等			
受託収入			
政府関係受託収入	△ 20,286,074,270		
民間等受託収入	△ 1,142,171,948		
財産賃貸等収入	△ 324,278,550		
寄附金収益	△ 14,284,195		
資産見返寄附金戻入	△ 355,440,691		
財務収益	△ 24,297,068		
雑益	△ 384,871,348		
臨時利益	△ 5,257,841	△ 22,536,675,911	
業務費用合計			187,165,119,834
Ⅱ　損益外減価償却相当額			25,466,354,425
Ⅲ　損益外減損損失相当額			296,885
Ⅳ　損益外利息費用相当額			1,039,633
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			572,595,043
Ⅵ　引当外賞与見積額			4,289,296
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			968,918,073
Ⅷ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	309,151,207		
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	1,699,894,906		2,009,046,113
Ⅸ　（控除）法人税等及び国庫納付額			△ 2,457,222,380
Ⅹ　行政サービス実施コスト			213,730,436,922

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

すべての業務において費用進行基準を採用しておりますが、これは当機構の業務が多数のプロジェクトで構成されており、それぞれが密接に関わる特殊性から、各業務と運営費交付金の対応関係を明らかにすること及び一定の期間の経過を業務の進行と見なすことが困難であるためです。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　２～50年
構築物　　２～72年
機械装置　２～17年
航空機　　２～８年
人工衛星　１～10年

なお、人工衛星の耐用年数については、原則として設計寿命から製作完了後定常運用移行又はミッション開始までの期間を差し引いた期間を基礎として算出しております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（２～５年）に基づいております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金は、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

また、厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。数理計算上の差異については、その発生時の職員等の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により翌期から費用処理しております。

４．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、独立行政法人会計基準第88に基づき計算された賞与引当金の当期増加額を計上しております。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　未成受託業務支出金

個別法による低価法を採用しております。

⑵　貯蔵品

個別法による低価法を採用しております。